

沖縄漁業安定基金事業交付規則

[平成 27 年 3 月 27 日施行]
最終改正 令和 6 年 4 月 22 日

第 1 章 総則

第 1 条 目的

この沖縄漁業安定基金事業交付規則(以下「交付規則」という。)は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。)に基づき沖縄漁業安定基金事業の適正な管理、執行に資することを目的とする。

第 2 条 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱(平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第 5 の 1 の事業実施計画は、運用通知別記参考様式第 1 号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、運用通知別記参考様式第 2 号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、助成事業実施期間後に助成事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、助成事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 の 3 に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、運用通知別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、運用通知別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

5 違法・無報告・無規制(IUU)漁業の扱い

違法・無報告・無規制漁業(以下「IUU 漁業」という。)に従事したとして世界貿易機関(WTO)に通報された又は地域漁業管理機関(RFMOs)が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された者若しくは漁船、当該者を使用する者若しくは当該漁船を所有する若しくは使用する者等(100%同一の資本に属するグループ企業を含む。)を用いて実施する事業を承認しないものとする。

第 3 条 定義

この交付規則における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 「財団」とは、公益財団法人沖縄県漁業振興基金をいう。
- 2 「沖縄漁業安定基金事業」の対象となる事業の種類は、交付等要綱の第 3 の別表 1 に掲げる事業種類をいう。

別表 1

沖縄漁業安定基金事業の種類	助成率
1 漁業経営安定対策	
ア 施設整備等利子助成事業	定 額

イ	保証料補助事業	定 額
ウ	漁業共済掛金補助事業	定 率：1／2 以内
エ	漁業用燃油支援対策事業	定 額
オ	漁具被害対策支援事業	定 額
2 漁業生産向上対策		
ア	操業安全対策事業	定 額
イ	漁業奨励補助事業	定 率：1／2 以内
ウ	地域漁業活性化事業 （1）地域活性化計画策定事業 （2）太平洋島嶼国入漁支援事業 （3）栽培漁業推進事業 （4）後継者育成支援事業	定 率：1／2 以内 定 額 定 率：1／2 以内 定 率：1／2 以内
エ	資源管理型漁業推進事業	定 額
3 水産物流通加工対策		
ア	水産物販路拡大推進事業	定 額
イ	水産物流通加工推進事業 （1）水産物流通加工推進事業 （2）水産物流通経路開発支援事業	定 率：1／2 以内 定 額
4	一般管理費	定 額

- 3 「事業実施者」とは、財団が行う沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業の補助対象事業の事業実施者をいい、別表2のとおりとする。ただし、財団が必要と認めた場合は、水産庁長官の承認を得て新たに事業実施者を追加することができるものとする。

別表2

補助対象事業名	事業実施者
1 施設整備等利子助成事業	沖縄県に住所を有する漁業者及び漁業協同組合
2 保証料補助事業	沖縄県漁業信用基金協会（平成29年4月3日以降にあっては全国漁業信用基金協会沖縄支所）
3 漁業共済掛金補助事業	全国合同漁業共済組合沖縄県事務所 全国漁業共済組合連合会
4 漁業用燃油支援対策事業	沖縄県に住所を有する漁業協同組合及び漁業者が組織する団体
5 漁具被害対策支援事業	沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会
6 操業安全対策事業	沖縄県に住所を有する漁業協同組合
7 漁業奨励補助事業	沖縄県に住所を有する漁業協同組合

8	地域漁業活性化事業 (1) 地域活性化計画策定事業 (2) 太平洋島嶼国入漁支援事業 (3) 栽培漁業推進事業 (4) 後継者育成支援事業	沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄産水産物の生産者の団体
9	資源管理型漁業推進事業	沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄産水産物の生産者の団体
10	水産物販路拡大推進事業	沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄産水産物の生産者の団体又はそれらと連携して事業を実施する流通業者及び加工業者
11	水産物流通加工推進事業 (1) 水産物流通加工推進事業 (2) 水産物流通経路開発支援事業	沖縄県に住所を有する漁業協同組合及び沖縄県漁業協同組合連合会又はそれらと連携して事業を実施する流通業者、加工業者、沖縄産水産物の生産者の団体

第4条 事業検討委員会の設置等

- 1 財団は、沖縄漁業安定基金事業の適正かつ円滑な運営を図るため、学識経験者等で構成する事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 検討委員会の委員は学識経験を有する者等6人以内で組織し、財団の理事長が委嘱するものとする。また、財団の理事長が必要と認める場合には、専門の学識経験を有する者を特別委員として委嘱することができるものとする。
- 3 検討委員会は、次の事項について検討し、財団の理事長に意見を述べるることができるものとする。
 - (1) 沖縄漁業安定基金事業のあり方
 - (2) 沖縄漁業安定基金事業と他の関連施策との連携のあり方
 - (3) その他沖縄漁業安定基金事業の実施に関連する事項
- 4 財団は、沖縄漁業安定基金事業を実施するに当たり、3の意見を尊重するものとする。

第5条 基金の管理等

- 1 財団は、沖縄漁業基金事業を次により管理・運用するものとする。
 - (1) 財団は、沖縄漁業基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、沖縄漁業安定基金事業勘定を設けるものとする。
 - (2) 財団及び事業実施者は、沖縄漁業安定基金事業の経理について、他の基金及び沖縄漁業安定基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、沖縄漁業安定基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
 - (3) 財団は、沖縄漁業安定基金事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、沖縄漁業安定基金事業勘定の中から支弁することができるものとする。
 - (4) 沖縄漁業安定基金の運用から生ずる果実は、同勘定に繰り入れるほか、運用通知別記様式第78号により毎年度水産庁長官の承認を得て、一般管理費を含め第3条の2に掲げる事業に充てることができるものとする。

第2章 漁業経営安定対策

第1節 施設整備等利子助成事業

第6条 財団による助成

財団は、米軍による訓練、米軍艦船の航行、自然災害等の影響を受ける水域(以下、「米軍訓練等水域」という。)により、影響を受ける漁業者及び漁業協同組合が施設整備等を行うために借り入れる資金に対し、利子助成金を定額で助成することができるものとする。

第7条 事業の内容

1 助成対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、運用通知の第3の2-7-(2)の(3)の事業実施者のうち平成27年2月3日以降に融資機関からの資金の貸付けを受けた者であって、次のいずれかに該当するもの(以下「助成対象者」という。)とする。なお、(1)の確認及び証明にあつては運用通知別記様式第52号により、(2)の確認及び証明にあつては運用通知別記様式第53号により、(3)の承認にあつては運用通知別記様式第54号により、それぞれ申請するものとする。

- (1) 米軍訓練等水域により、漁業経営に影響を相当程度受けると認められる旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会(やむを得ない場合には、市町村長)の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の承認を受けた漁業者(漁業を営む法人を含む。)
- (2) 米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受けると認められる旨の沖縄県漁業協同組合連合会(やむを得ない場合には、市町村長)の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の承認を受けた漁業協同組合
- (3) (1)又は(2)に掲げる者のほか、第4条に規定する事業検討委員会において、米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受ける者であると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又は漁業協同組合

2 資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備資金
助成対象者である漁業者が借り入れる、漁船の装備に関する設備の導入等のための設備資金
- (2) 運転資金
助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金

3 融資枠

この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金 3千万円
- (2) 助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金 5百万円
- (3) 助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金 1千万円

4 利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、次に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。

- (1) 設備資金
償還終了までの期間又は貸付けの日から5年(漁船関係資金にあつては10年)のいずれか短い期間
- (2) 運転資金
償還終了までの期間又は貸付けの日から1年のいずれか短い期間

5 利子助成の額

この事業の利子助成の額は、次に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 設備資金
利子相当額又は年利率4%として算定した額のいずれか低い額
- (2) 運転資金
利子相当額の1/2に相当する額又は年利率4.5%として算定した額の1/2に相当する額のいずれか低い額

第8条 助成の実施

1 助成規程

財団は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する資金に対する利子助成金の助成に関する規程(以下この項目において「助成規程」という。)を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

2 助成申請

利子助成金の助成を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、助成規程の定めるところにより、利子助成金助成申請書を作成し、この事業の利子助成の対象となる資金を融通した融資機関を経由して財団に提出するものとする。

3 申請の承認

財団は、申請者が少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ適正な事業運営が行われると認められる者である場合において、利子助成金の助成申請を承認し、助成規程の定めるところにより、その旨を当該申請に係る資金を融通した融資機関に通知するものとする。

4 利子助成金の助成

- (1) 融資機関は、助成規程の定めるところにより、申請者が受け取る利子助成金を取り纏め、財団に請求するものとする。
- (2) 財団は、助成規程の定めるところにより、(1)の請求に基づき利子助成金を支払うものとする。

5 利子助成金の助成の中止及び返還

財団は、申請者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認められるときは、助成規程の定めるところにより、利子助成金の助成を停止し、又は既に助成した利子助成金の全部若しくは一部について、申請者から返還させることができるものとする。

- (1) 融資機関との金銭消費貸借契約、当座勘定取引契約又は当座貸越契約を解約・解除した場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 助成対象者に該当しなくなった場合
- (4) 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合も含む。）
- (5) 助成規程の定めるところにより財団が求めた報告を怠り、若しくはその調査を拒み、又は申請者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていた場合

第9条 事業の申請期間

この事業の申請期間は、平成27年2月3日から令和11年3月31日までとする。

第10条 報告

財団は、水産庁長官に対し第8条の3の承認実績を毎月報告するとともに、毎事業年度終了後、遅滞なく、運用通知別記様式第55号による報告を行うものとする。

第11条 事業の委託

- 1 財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 財団は、1の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

第2節 保証料補助事業

第12条 財団による助成

財団は、第1節の第7条の2に掲げる資金を借り入れる助成対象者である漁業者等に関し、沖縄県漁業信用基金協会（平成29年4月3日以降にあっては全国漁業信用基金協会沖縄支所。以下この項目において「基金協会」という。）が引き受ける保証について、漁業者等から一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を基金協会に定額で助成するものとする。

第13条 事業の内容

基金協会が引き受ける第12条の保証は、以下の要件を満たすものとする。

- 1 助成対象者
助成対象者である漁業者等であって、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等に該当する者とする。
- 2 対象資金
基金協会が保証することができる資金のうち第1節の第7条の2に掲げる資金とする。
- 3 保証の限度額

保証の限度額については、全国漁業信用基金協会業務方法書第6条第1項に規定する保証最高限度額の範囲内のものであること。ただし、第1節の第7条の2の(1)に規定する設備資金に係る保証の限度額については3千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、第1節の第7条の2の(2)に規定する運転資金（漁業者が借り入れるものに限る。）に係る保証の限度額については5百万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、第1節の

第7条の2の(2)に規定する運転資金(漁業協同組合が借り入れるものに限る。)に係る保証の限度額については1千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とする。

4 保証引受期間

基金協会が保証を引き受ける時点が、平成27年2月3日から令和11年3月31日までであること。

第14条 助成の実施

1 保証料助成の額

財団は、基金協会に対し、同協会が本事業により引き受けた保証残高につき保証料率を乗じて得た額のうち保証料助成期間に相当する額を助成するものとする。

2 保証料助成期間

(1) 設備資金

第1節の第7条の2の(1)に規定する設備資金に係る保証にあつては保証終期までの間又は保証引受日から5年間(漁船関係資金にあつては10年間)のいずれか短い期間

(2) 運転資金

第1節の第7条の2の(2)に規定する運転資金に係る保証にあつては保証終期までの間又は保証引受日から1年間のいずれか短い期間

第15条 保証料助成金の返還

基金協会は、第14条の1の助成の対象となった保証について、全国漁業信用基金協会業務方法書第20条の規定に基づく保証料の払戻しを行った場合において、払戻保証料のうち第14条の2の保証料助成期間分に相当する額(以下第15条において「助成返還額」という。)が生じた場合は、当該額を年度ごとに財団に返還するものとする。

ただし、第14条の1による助成が行われる場合には、財団が当該助成の額から助成返還額を控除することにより返還に代えることができるものとする。

第16条 報告

1 基金協会は、本事業による保証の引受けの開始時から、保証残高が零となった四半期末までの間、事業開始後の保証料助成事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、運用通知別記様式第56号により、各四半期末の翌月末までに、財団に報告するものとする。

2 財団は、1の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に対し報告するものとする。

第17条 事業の委託

1 財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

2 財団は、1の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

第18条 助成金の交付等

1 基金協会は、第16条の1に基づく報告に付して、別記様式第1-1号により、財団に助成金の交付を請求するものとする。

2 財団は、1の請求書を審査の上、助成金の支払いを行うものとする。

3 基金協会は、第15条に基づき財団に返還する場合は、別記様式第1-2号により、財団に報告の上返還するものとする。

第3節 漁業共済掛金補助事業

第19条 定義

漁業共済掛金補助事業における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

1 「共済掛金」とは、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下この項目において「漁災法」という。)第23条の規定に基づき、組合が規定する共済規程(以下この項目において「共済規程」という。)の定めるところにより、共済契約で定める金額をいう。

2 「共済団体」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所及び全国漁業共済組合連合会をいう。

3 「国庫補助額」とは、漁災法第195条の規定及び漁業共済資源管理等推進特別対策事業(漁業収入安定対策事業等実施要綱(平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知)の第3の1の(1)に規定された事業をいう。)に基づき国が共済契約者に補助した金額をいう。

4 「組合」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所をいう。

5 「連合会」とは、全国漁業共済組合連合会をいう。

6 「共済責任期間」とは、漁災法第109条、第119条、第125条の7及び第130条の規定に定

める期間をいう。

第20条 事業の内容

財団が、沖縄県における米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県の漁業協同組合に所属している漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成するものとする。

第21条 事業の実施

1 漁業共済掛金補助事業の対象等

この事業の助成対象者は、運用通知の第3の2-7-(2)の(3)の事業実施者のうち漁業共済掛金助成を受けることのできる者（以下この項目において「助成対象者」という。）であって、以下の(1)及び(2)に該当する共済契約者とする。なお、(1)の都道府県知事の確認を受けた時点で共済契約を行っている者については、当該共済責任期間開始日から助成の対象とする。

- (1) 漁災法第77条に規定する漁業共済事業に加入しており、第4条における事業検討委員会において、米軍訓練等水域に起因する漁業者負担の軽減を図るため、助成対象者としてすることが特に必要であると認められ、水産庁長官の承認を受けた者。この場合、当該漁業者が所属する漁業協同組合長の証明書及び、都道府県知事の確認を得て、組合又は連合会を經由して特認承認申請書を財団へ提出するものとする。
- (2) 助成対象者が運用通知の第3の2-6及び第3の2-7-(1)に定める事業において漁業共済掛金助成を受けていないもの。

2 漁業共済掛金助成金の交付

- (1) 交付する額は、共済掛金の額から国庫補助額を差し引いた額に、1/2以内の助成率を乗じた額とする。ただし、財団は、安定した事業推進を図る観点から、予算の執行状況を勘案し、別途、上限額を設定することができるものとする。
- (2) 助成対象者に対する助成金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合へ交付するものとする。
- (3) (2)の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合へ交付するのに代えて、連合会に交付することができるものとする。
- (4) 組合又は連合会は、交付を受けようとするときは、毎事業年度、交付申請書及び計画書を別記様式第2-1号により財団に提出するものとする。これを変更しようとするときは、交付変更申請書及び計画変更承認申請書を別記様式第2-2号により財団に提出するものとする。
- (5) 財団は、(4)の申請があった場合には、当該申請につき漁業共済掛金補助交付金（以下この項目において「交付金」という。）を交付することが適当かどうかを審査した上で、当該申請者に対し、交付金の交付決定を行うものとする。
- (6) 財団は、(5)の決定を行う場合は、あらかじめ、運用通知別記様式第57号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

3 事業の状況報告

- (1) 組合又は連合会は、毎事業年度、当該事業年度の12月末現在において、当該事業の遂行状況の報告書を、別記様式第2-3号により、その翌月末日までに財団に提出するものとする。
- (2) 財団は、(1)の報告があった場合は、運用通知別記様式第58号により水産庁長官に報告するものとする。

4 漁業共済掛金補助金の支出

- (1) 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができるものとする。
- (2) 組合又は連合会は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を別記様式第2-4号により財団に提出するものとする。財団は、当該請求書につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し概算払いを行うものとする。
- (3) 組合又は連合会は、毎事業年度終了後、遅滞なく、別記様式第2-5号により交付実績報告書及び当該報告書の添付書類正副2部並びに第21条の1についての組合長の証明書及び3についての遂行状況の報告書を財団に提出するものとする。
- (4) 組合又は連合会は、(3)の交付実績報告書を財団への請求書に代えることができるものとする。
- (5) 財団は、(3)の交付実績報告書等の提出があった場合には、交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し、交付金の支払を行うものとする。
- (6) 組合又は連合会は、第21条の1の漁業共済掛金助成の対象となった共済契約（以下この項目において「助成対象契約」という。）において、漁災法第90条第2項、第91条第4項、

第 92 条第 2 項、第 113 条の 2 第 7 項、第 124 条の 2 第 5 項、第 125 条の 12 第 5 項及び第 136 条の 3 第 4 項の規定に基づく払戻しを行った場合には、当該契約に係る助成金の額を精算しなければならない。

5 事業実績の報告

財団は、4 の (3) の交付実績報告書等の提出及び 4 の (6) の精算があった場合は、運用通知別記様式第 59 号により水産庁長官に報告するものとする。

6 漁業共済掛金助成金の返還

財団は、助成対象者が偽りその他不正の手段により漁業共済掛金補助金の交付を受けたときは、漁業共済掛金補助金の全部又は一部の返還を当該助成対象者に対し命ずるものとする。

7 帳簿及び証拠書類

共済団体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管するものとする。

8 事務の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業に係る事務の一部又は全部を共済団体に委託することができるものとする。

第 4 節 漁業用燃油支援対策事業

第 22 条 財団による助成

財団は、漁業用燃油支援対策事業の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第 23 条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合又は漁業者が組織する団体又は水産庁長官が適当と認める者とする。

第 24 条 事業の内容

漁業用燃油価格の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、漁業経営の安定を図るため、沖縄県における米軍訓練水域や外国艦船等の影響を受ける漁業者に対して必要な支援を行うものとする。

第 25 条 助成対象経費

漁業者に対する燃油購入に要する経費

第 26 条 助成の実施

財団は、事業実施者に対し、次に定めるところにより助成金を交付するものとする。

漁業経営セーフティネット構築事業加入者の年間燃油購入予定数量 1 K L × 1, 000 円

第 27 条 事業実施計画

1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

2 財団は、1 の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第 60 号により水産庁長官に協議しなければならない。

第 28 条 助成金の交付申請

1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、財団に交付申請を行うものとする。

2 財団は、1 により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第 29 条 助成金の概算払い

1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。

2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第 30 条 事業実績の報告

1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

2 財団は、1 による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第 61 号により水産庁長官に報告するものとする。

第 5 節 漁具被害対策支援事業

第 31 条 財団による助成

財団は、漁具被害対策支援事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するも

のとする。

第32条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める者とする。

第33条 事業の内容

外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によって漁具や施設に被害が発生した場合、運用通知の第3の2-7-(2)の(3)に定める沖縄県の漁業関係者等が被害漁具等に対する賠償請求手続を行う際の取組を支援するものとする。

第34条 助成対象経費

我が国の領海及び排他的経済水域内において発生する漁具被害等のうち、被害漁具等が外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであり、当該艦船等に対する損害補償を申請するために必要な事務手続に要する経費（通訳経費、翻訳経費等）。

第35条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第62号により水産庁長官に協議しなければならない。

第36条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、財団に交付申請を行うものとする。
- 2 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第37条 助成金の概算払い

- 1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
- 2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第38条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第63号により水産庁長官に報告するものとする。

第39条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第3章 漁業生産向上対策

第1節 操業安全対策事業

第40条 財団による助成

財団は、操業安全対策事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第41条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合又は水産庁長官が適当と認める者とする。

第42条 事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県漁業者の安全操業の確保のために必要な機器の整備等を行うものとする。

第43条 助成対象経費

安全操業の確保のために必要な機器の整備等に要する経費。

第44条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第64号により水産庁長官に協議しなければならない。

第45条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、財団に交付申請を行うものとする。
- 2 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第46条 助成金の概算払い

- 1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
- 2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第47条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第65号により水産庁長官に報告するものとする。

第2節 漁業奨励補助事業

第48条 財団による助成

財団は、漁業奨励補助事業の事業実施者に対し、（運用通知の第3の2-6及び運用通知の第3の2-7-（1）に定める事業における漁具被害復旧支援事業の助成を受けていないものに限る。）事業に要する経費を1/2以内で助成するものとする。

第49条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合又は水産庁長官が適当と認めた者とする。

第50条 事業の内容

自然災害等によって浮魚礁の流失被害が発生した場合、原状復帰するために必要な流失被害のあった浮魚礁の回収・処分、代替浮魚礁の導入等を行うものとする。

第51条 助成対象経費

沖縄県周辺水域における我が国の領海及び排他的経済水域内において、自然災害等による流失被害のあった浮魚礁について、事業実施者が地方自治体から流失被害の確認を受けた場合に、当該浮魚礁を原状復帰するために必要な被害のあった浮魚礁の回収・処分、代替浮魚礁の導入等に要する経費。

- 1 用地買収費、借地料及び補償費は対象としない。
- 2 新設によるもののほか、既存資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。

第52条 助成の実施

助成金の額は、第51条の助成対象経費において、事業に要した費用の額に、1/2以内を乗じた額とする。ただし、事業に要した費用の額の上限は1件あたり1千万円未満とする。

第53条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第66号により水産庁長官に協議しなければならない。

第54条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、財団に交付申請を行うものとする。
- 2 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第55条 助成金の概算払い

- 1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
- 2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第56条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第67号により水産庁長官に報告するものとする。

第57条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第3節 地域漁業活性化事業

第58条 財団による助成

財団は、地域漁業活性化事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額又は1/2以内で助成するものとする。

第59条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄産水産物の生産者の団体（漁業士会、女性部、青壮年部など）又は水産庁長官が適当と認める者とする。

第60条 事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県における地域漁業の活性化、水産物の安定供給及び後継者の育成を図るために必要な次の事業を行うものとする。

- 1 地域活性化計画策定事業
地域漁業の実態を踏まえた行政施策や地域と連携した活性化計画の検討及び策定を行うものとする。
- 2 太平洋島嶼国入漁支援事業
ミクロネシアやパラオ等の太平洋島嶼国の排他的経済水域内で操業するために必要なオブザーバーの乗船を支援するものとする。
- 3 栽培漁業推進事業
稚魚及び稚貝等の放流活動及びその計画策定を行うものとする。
- 4 後継者育成支援事業
地域に適合した漁業生産技術及び漁業関係者の交流・研修を行うものとする。

第61条 助成対象経費

助成の対象となる経費は次のとおりとする。

- 1 地域活性化計画策定事業
地域漁業の実態を踏まえた行政施策や地域と連携した活性化計画の検討及び策定に必要な経費
- 2 太平洋島嶼国入漁支援事業
ミクロネシアやパラオ等の太平洋島嶼国の排他的経済水域内で操業するために必要なオブザーバーの乗船に必要な経費
- 3 栽培漁業推進事業
稚魚及び稚貝等の放流活動及びその計画策定に必要な経費
- 4 後継者育成支援事業
地域に適合した漁業生産技術及び漁業関係者の交流・研修に必要な経費（旅費、会場借料等）

第62条 助成の実施

助成金の額は、第61条の助成対象経費において、事業に要した費用の額に、次に掲げる助成率を乗じた額とする。

- | | |
|----------------|-------|
| 1 地域活性化計画策定事業 | 1/2以内 |
| 2 太平洋島嶼国入漁支援事業 | 定額 |
| 3 栽培漁業推進事業 | 1/2以内 |
| 4 後継者育成支援事業 | 1/2以内 |

第63条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第68号により水産庁長官に協議しなければならない。

第64条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、財団に交付申請を行うものとする。
- 2 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第65条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第69号により水産庁長官に報告するものとする。

第66条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第4節 資源管理型漁業推進事業

第67条 財団による助成

財団は、資源管理型漁業推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第68条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄産水産物の生産者の団体（漁業士会、女性部、青壮年部など）又は水産庁長官が適当と認める者とする。

第69条 事業の内容

沖縄県において発生する密漁行為を防止するために必要な陸上監視活動及びその計画策定等を行うものとする。

第70条 助成対象経費

陸上監視計画の策定及び陸上監視に要する経費

第71条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第70号により水産庁長官に協議しなければならない。

第72条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、財団に交付申請を行うものとする。
- 2 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第73条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第71号により水産庁長官に報告するものとする。

第74条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第4章 水産物流通加工対策

第1節 水産物販路拡大推進事業

第75条 財団による助成

財団は、水産物販路拡大推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第76条 事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組を行うものとする。財団が、沖縄産水産物・食品の販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の1、2に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して、助成金を交付するものとする。

- 1 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄産水産物の生産者の団体又はそれらと連携して事業を実施する流通業者及び加工業者又は水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とする。

2 取組の要件

この事業の支援対象となる取組の要件は、以下の（１）及び（２）を満たすこととする。

- （１）沖縄産水産物の消費拡大を推進するための取組であること
- （２）取組による効果が十分に期待できること

第77条 手続

1 助成要領の作成

財団は、事業開始後、速やかに、水産物販路拡大推進事業の助成要領及び申請様式を作成し、運用通知別記様式第72号により水産庁長官の承認を得なければならない。

2 事業実施計画の承認

- （１）事業実施者は、別途財団の定める様式により事業実施計画書を作成し、財団に提出するものとする。
- （２）財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、事業実施計画書に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知別記様式第73号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。
- （３）承認された事業実施者は、財団に対し助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、事業実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

3 助成金の概算払

事業実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途財団が定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

第78条 助成対象経費

沖縄産水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組に要する経費

第79条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第74号により水産庁長官に報告するものとする。

第80条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第2節 水産物流通加工推進事業

第81条 財団による助成

財団は、水産物流通加工推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額又は1/2以内で助成するものとする。

第82条 事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物流通促進のため、米軍訓練等水域の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が以下の1の事業を行うものとする。財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の2に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して、助成金を交付するものとする。

1 取組内容

- （１）水産物流通加工推進事業
沖縄産水産物の加工商品及び流通手法の開発、機器の導入を行う。
- （２）水産物流通経路開発支援事業
漁協と一体となって取り組む新規の店舗及び加工設備等の借料支援を行う。

2 事業採択基準

（１）事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合及び沖縄県漁業協同組合連合会又はそれらと連携して事業を実施する流通業者、加工業者、沖縄産水産物の生産者の団体（漁業

士会、女性部、青壮年部など)又は水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めたとする。

(2) 取組の要件

この事業の支援対象となる取組の要件は、以下のアからウを満たすこととする。

ア 沖縄産水産物の流通を促進するための取組であること

イ 取組による効果が十分に期待できること

ウ 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること

第83条 手続

1 助成要領の作成

財団は、事業開始後、速やかに、水産物流通加工推進事業の助成要領及び申請様式を作成し、運用通知別記様式第75号により水産庁長官の承認を得なければならない。

2 事業実施計画の承認

(1) 事業実施者は、別途財団の定める様式により事業実施計画書を作成し、財団に提出するものとする。

(2) 財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、事業実施計画書に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知別記様式第76号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

(3) 承認された事業実施者は、財団に対し、助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、事業実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

(4) 助成金の概算払

事業実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途財団が定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

第84条 助成対象経費

沖縄産水産物流通促進のため、次の経費に対し、助成を行うものとする。

1 水産物流通加工推進事業

沖縄産水産物の流通を促進するため、加工商品及び流通手法の開発、機器の導入に要する次の経費を助成する。

なお、運用通知の第3の2-7-(1)に定める事業の助成金及び運用通知の第3の、3-2-(2)ア及びイに1-(1)・(2)定める事業の補助金の交付を受ける場合、助成を実施しない。

(1) 水産物の加工商品の開発のために必要な機器、資材の取得に要する経費

(水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等)

(2) 水産物の流通手法の開発に必要な機器、資材の取得に要する経費

(検査機器、衛生管理機器、冷凍・冷蔵機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等)

(3) 加工経費

(一次加工等に要する経費)

(4) 商品開発に要する経費

(5) 流通促進に要する経費

(6) 事業実施のためにその他水産庁長官が必要と認めた経費

2 水産物流通経路開発支援事業

水産物の流通経路を開発するために必要な漁協と一体となって取り組む店舗及び加工設備等の借料を助成する。

第85条 事業の実施

助成金の額は、第84条の助成対象経費において、事業に要した費用の額に、次に掲げる助成率を乗じた額とする。

1 水産物流通加工推進事業 1/2以内

2 水産物流通経路開発支援事業 定額

第86条 事業実績の報告

1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、

遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第77号により水産庁長官に報告するものとする。

3 事業実施者は、この事業により取得した機器等や助成対象の経費については、財団による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規定を作成するほか、その必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。

第87条 事業の委託

1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第5章 雑則

第88条 この交付規則に定めるもののほか、沖縄漁業安定基金事業の実施に当たり必要な事項については、別途財団が定めるものとする。

第6章 附則

第89条

1 この交付規則は、平成27年3月27日から施行する。

2 平成27年11月12日一部改正

3 平成28年3月29日一部改正

4 平成29年3月29日一部改正

5 平成30年2月19日一部改正

6 平成31年4月1日一部改正

7 令和4年4月7日一部改正

8 令和5年12月22日一部改正

9 令和6年4月22日一部改正

10 この交付規則は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。